

障害者差別禁止法制定を — 目弁連が宣言採択 —

日本弁護士連合会（目弁連）の第44回人権擁護大会が11月8、9日の両日奈良県で開催され、「障害ある人に対する差別を禁止する法律の制定を求める」との宣言を採択しました。

宣言では具体的な法の内容として、「国・地方公共団体の義務として、①障害者の労働の権利を実現するために施設を改造したり特別な訓練を実施する。また手話通訳者を配置するなど労働環境を整備する。②ニーズに基づく教育を受ける権利と教育の場を選択する権利を実現するため、必要な設備の設置、教員の増員などの条件整備を行う③障害があっても地域で自立生活を営む権利、交通機関・情報・公共施設などをバリアなく利用する権利を実現す

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより
第23号



発行日／平成14年1月20日
発行所／草津市大馬路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
〈新しいアドレスになりました〉
ATV16488@biglobe.ne.jp

新春ごあいさつ

滋賀県健康福祉部障害福祉課長 井上 正

新年あけましておめでとうございます。皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、障害者福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では昨年、21世紀の初頭における障害者施策の基本指針となる「滋賀県障害者施策長期構想 2010」を策定しましたが、本年は、淡海障害者プランの改訂や平成15年

るため、施設の改造やインターネットのアクセス対策などの環境整備をする④参政権を実質的に保障するための施策を求める権利、司法手続き上でも手話通訳・拡大文字の使用など援助を受ける権利を実現するために措置をとる。」

4月からスタートする支援費制度の準備など、重要な課題が控えております。

また、8月には全国手話通訳問題研究会、10月にはESCAPアジア太平洋障害者の十年最終年ハイレベル政府間会合など、大きな会合が予定されております。

これらの事業を一つのきっかけとしながら、皆様方とともに知恵やアイデアを出しあい、聴覚障害者福祉の推進に努力してまいりたいと考えておりますので、今年もより一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、併せて皆様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。新春のご挨拶とさせていただきます。

『大会参加者感想』

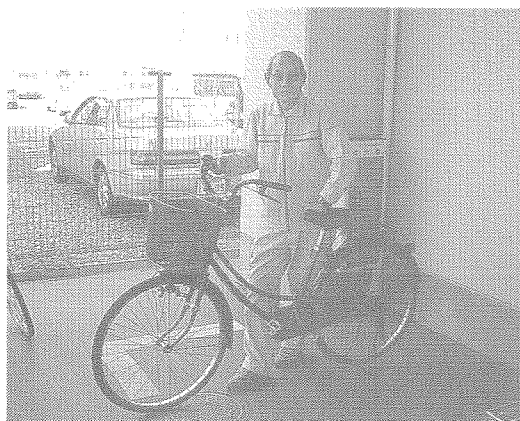
お知り合いの聴覚障害者である山月第8日休奈良市で開催されました。44回人権擁護大会（日本弁護士連合会主催）へ初めて参加させていただきました。

弁護士さんの大会でしたが、障害者問題の分科会です。パネラーのすく早く発表や発言に聴覚障害者も字幕などをじっと見てついていく変なものでしたが、「障害者差別禁止法」が制定されていないのは先進国では日本くらいと報告があり、我が国の障害者政策の遅れをこの場で初めて実感した思いでした。

彦根市在住・聴覚障害者

ことを提案。

さらには、差別を受けた障害者の権利救済に当たるのが裁判では時間と費用がかかりすぎてしまうため、より簡易で迅速な専門性のある救済機関が必要であると指摘し、この機能を政府から独立した人権機関などに担わせるべきだとしています。



「以前の自転車は古くてすぐに疲れましたが、新しくなって銀行や市役所に楽に行けるようになりました。」（職員談）
今後のますますの活躍が期待されます。

センター最前線

新 機動力アップ！
どこでもスイスイ！
自転車デビュー！

滋賀県立聴覚障害者センターが開所してから6年目。これまでずっと縁の下力持ちとして活躍していた自転車2台が21世紀を迎え名誉ある引退をし、新しい自転車が登場！デビューしました。この自転車は、シルバー人材センターで放置自転車の措置をされている方々の阪口俊雄さん（大津市在住）が他るところから頂いた自転車を修理。ピカピカの新品並みの状態にしてセンターに届けて下さりました。（写真）

第6回聴覚障害者の社会的自立を考えるセミナー開催

聴覚犬に癒れ、劇で笑い、シンポジウムで学んだ

社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会は10月27日午前10時半から午後4時まで、大津市のピアザ淡海・県民交流センター大会議室で「第6回聴覚障害者の社会的自立を考えるセミナー」(郵政互助会協賛)が開かれ、約150人が集いました。

まず、NPO法人日本聴導犬協会の有馬もと代表の講演に始まり、テーマは「聴覚障害者の心と生活を支えた聴導犬」でしたが、二匹の聴導犬がデモンストレーションを披露、参加者を喜ばせました。続いて当法人職員による無言劇「大きい木」があり、これも拍手喝采を浴びました。

このあと、「災害緊急時を考える」と題してシンポジウムが行われました。大嶋雄三氏(NPO法人障害者放送統一機構専務理事)と園田大昭氏(愛知県聴覚障害者協会事務局長)をシンポジストとして招いて、石野富志二郎(滋賀県聴覚障害者福祉協会事務局長)がコーディネーターを務めるなかで、それぞれの立場での聴覚障害者のおかれている危険な災害による実態を具体的に取り上げられ、障害者や高齢者の災害時にとるべき対応など活発な討論が繰りひろげられました。



いろいろ端②

情けは人のためならず

— いくつか必ず自分に帰ってくる —

ことわざに「情けは人のためならず」といわれます。この意味の正しい解釈は、人に掛ける情けは、いつかめぐりめぐって自分に返ってくるものだから、大いに気配りをして、人には情け(愛)をかけなさい、という意味です。

それはなぜかという、人の心は相手に通じて行くからです。以心伝心とも言います。言葉はもちろん、顔の表情、目線等に心の状態が現れてきます。それが相手に伝わっていきます。相手にまるで鏡のように映し出されます。(人は鏡と言われます)

自分の心の持ち方が、相手に伝わるのです。

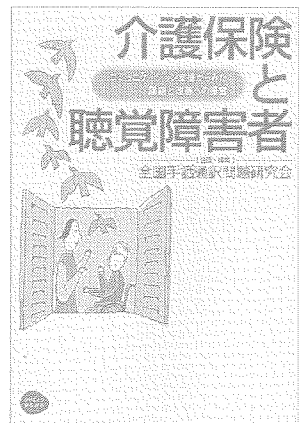
図書案内

「介護保険と聴覚障害者」

— コミュニケーション支援からみた課題と改善への提言 —

企画・編集：全国手話通訳問題研究会 (かもがわ出版 1,500円)

介護保険制度における聴覚障害者の問題については、高齢聴覚障害者が利用している老人施設や介護施設などから問題点や課題が提起され、今日まで検討や研究が行われてきましたが、手話通訳を中心としたコミュニケーション支援の視点からの検討は本書が最初のものであります。本書は、介護保険の利用の現状や介護保険制度に関わる手話通訳の課題や問題点を事例を通して分析、考察され、「安心できる介護のためのコミュニケーション支援に向けた改善への提言(10項目)」が示されています。介護保険や手話通訳問題に関わる人々に広く普及されることを願います。



ですから自分がまず情けある言葉や態度を発信すれば、それが波紋のように相手に伝わってくるのです。その結果、あいてもこれに添えて情けのある言葉や態度をこちらに返してくれるのです。この結果、この人たちは、和やかな、幸福という喜ばしい関係になっていくのです。夫婦、親子、嫁姑、は勿論のこと、地域社会や、職場においても同じです。これは大自然の摂理です。人間と思ってもこれは不可能です。まず、自分がそのように変わっていくことです。その結果その心は相手に通じて、相手もやがて変わってきます。そのためにも、発信する側の自分の心を美しく、善成るものとしておくことが肝心です。相手に良き影響が与えられる人間になりたいものです。

最近起きましたアメリカでの同時多発テロ事件は、相手に情けどこか、憎しみの余り、あの

ような恐ろしいテロ事件を起こして、相手に深い悲しみを与えています。今度は、相手は怒りが倍増して報復するでしょう。すると次には最初の人物は、またまた、怒り心頭に徹して、次なる報復を考えるでしょう。…これでは終わりがありません。人間としての悲劇です。どうすれば良いのでしょうか。…

答えは、人には情け(愛)をかけましょうと言うことです。決して怒りや憎しみをあいてにぶっつけてはいけません。そうすれば人は幸福の日々を送ることとなるのです。従って基本となるのは、自分の心の持ち方次第で自分の境遇とか運命は良くもなり、はずれていくことにも成るのです。いかに美しい心、正しい心を持つことが大切かが判ります。

滋賀県立聴覚障害者センター

所長 辻 久治

2001年をふりかえって



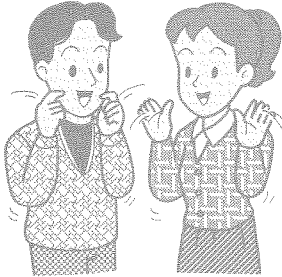
手話通訳派遣事業から

手話奉仕員の活動

手話で日常会話ができる「手話奉仕員」と、手話通訳ができる「手話通訳者」の養成を区分した全国統一的なカリキュラムが示されてから3年が経過し、手話奉仕員の養成では、センターを始め、守山市など4市7町がこの新しい事業に取り組んできました。各地の事情が異なるとは言え、手話奉仕員の登録や活動のあり方が共通した課題となってきました。

手話奉仕員の役割は、新カリキュラムでは「手話活動」と位置づけられ、手話サークル活動を含む幅広い範囲で考えられています。受講の動機も多様となってきました。受講終了後に手話サークルに加入する人はそう多くはありません。日常のくらしの中で、手話のできる人が様々な場所にいることとはとても大切なことです。聴覚障害者のくらしにより能動的に働きかけていく「手話奉仕員」のとなえ直しが必要です。

この新しい事業は従来の「手話奉仕員養成事業」を当面手直ししたもので、これで終わりではありません。聴覚障害者のくらしとコミュニケーションを豊かにしていく「手話活動」が公的制度として発展していく条件は、自治体が聴覚障害者のくらしを支援する取り組みの一層の広がりがあると言えるのではないのでしょうか。



手話奉仕員養成事業から

病院等に手話通訳者を派遣しています

だれもが健康で楽しく生活したいと願っています。しかしながら、ろうあ者の場合、病院に行っても、医者に訴えを聞いてもらえなかったり、十分な医者からの説明を受けられないという困難があります。そこで、センターではろうあ者の要請に応じ、病院等にも手話通訳者を派遣しています。通訳を介し痛みの症状や心配事を医者に伝え、医者からの説明を受けることができず。しかし生まれながらや幼少期に聴覚障害を持った人の場合、医者の説明を聞いても次の行動に移せない人もいます。健康は日々の生活の中で作られるものです。ろうあ者の身近なところに生活をサポートする体制も必要です。

きこえの相談事業から

最近の傾向と課題

きこえの相談事業は、開始から5年目を迎えています。年々相談件数は増加し、幅広い年齢層の方々の相談を受け付けています。しかし、一方では、事業が実施されていることを知らない方々が多く、「聞こえの相談の窓口の機能を充実してほしい」と要望がいただける方が多くなりました。

現在は、毎月第4月曜日に実施していますが、充分な対応が難しい現状にあり改善策を検討する必要があります。

要約筆記養成事業から

養成講座が大きく変わりました

今年度から、厚生労働省指定のカリキュラムにそった養成講座を開きました。今までの講座と大きく変わったところは、
 ①初心者の養成にかかる時間が52時間と7ヶ月もかかるようになったこと。
 ②実技を利用者の立場から難聴者、筆記者の立場から要約筆記者講師の双方が同時に指導していく事になったこと。
 ③現場実習の時間が加わったことなどです。このような新体制に対応するため指導者を対象に「指導マネージメント講座」を開催し各学習段階での評価基準を共通に持つことができました。

派遣事業では、多数が一堂に集える大ホールの完成に伴って滋賀県で開かれる全国的な集会が多く、要約筆記の派遣も多かったように思います。また、要約筆記が配置されていない講習会への参加希望もあり、難聴者から講演会主催者に対して「要約筆記」の設置要望を積極的に表明することも大切ではないかと感じる派遣ケースもありました。

日曜教室事業から

専門機関との連携で 効果的な事業を

日曜教室事業を開催するにあたって、今年度は生活支援センターの協力を得て実施する事にしました。湖北地域と甲賀地域の生活支援センターの方々と共に準備を進め、それぞれのセンターの持つ機能を活用することにより、より充実した講座を開講することが目的です。また、生活支援センターには、聴覚障害を持つ当事者相談員も配置されており、聴覚障害者自身の意見も反映されるメリットもあります。

内容については、昨年の10月に長浜市で、身体障害者生活支援センター・ビットインの協力を得て、保健婦の方を講師として迎え健康問題について学習しました。今年1月には、甲賀郡地域生活支援センターの協力を得て、水口町にある甲賀郡消防本部第1消防署で、火災について体験を通じた学習を行います。

おいしいお餅でおなか満足！

ヤング手話セミナー開催

今年度2回目のヤング手話セミナーを昨年12月25日に聴覚障害者センターで開催しました。企画は「食」シリーズ第2弾//お餅づくりにチャレンジしました(前回はカレーライス)。県内の大学・専門学校で学生27名が集まり、ろうあ者6名とグループに分かれお餅作りに挑戦。最近お餅を家庭で作る機会が少ないヤング達は餅米を前に悪戦苦闘。しかし、ろうあ者と手話や身振

りなどコミュニケーションを駆使し相談しながら、なんとか美味しいお餅を作ることができました。どうですかこの笑顔(写真参照)。お餅つきの他にも、班ごとに出し物を発表したりクリスマスプレゼント交換をしたりと楽しい時間を過ごしました。



県内初!

長浜市で
聴覚障害者に対する
緊急通報システム等
始まる!!

長浜市消防本部は、聴覚障害者用に携帯電話やパソコンから電子メールで緊急通報ができるシステムを整備、平成18年11月1日から運用を開始しました。

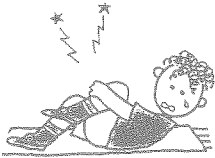
「119番緊急メール通報システム」は、聴覚障害者が携帯電話やパソコンのメールを使って、長浜市消防本部宛の緊急アドレスに、あらかじめ入力された火災・救急要請定型文の送信により緊急を受信するシステムです。また逆に災害発生時においては、避難勧告など緊急的な災害情報を消防本部から一斉にメールで知らせることもできます。

「緊急FAX」は、消防本部にFAX専用回線を引き、緊急時に緊急用FAX用紙に緊急内容を記載し消防本部へFAX通報を行うことができます。

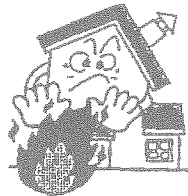
滋賀県では今年度、障害者の防災マニュアル策定に向けて討議が行われています。聴覚障害者の暮らしの安全を守るためには是非このような制度が県内各地に広がって欲しいものです。
(表参照)

聴覚障害者向け緊急通報とは?

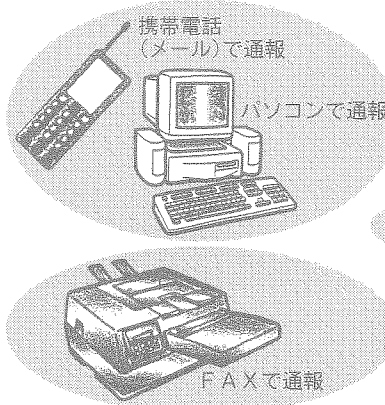
こんな時に...



けがや病気



火災

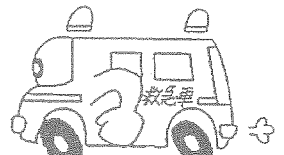


メール119番

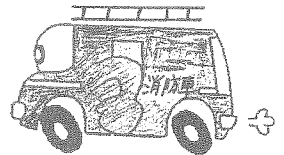
- *どの機種でも対応できます。
- *必要に応じて問い返します。
- *全国どこからでも長浜市消防本部につながります。

長浜市消防本部

FAX緊急通報システム



現場へ向かいます



字幕制作 ボランティア 養成講座

平成十三年十一月から始まった字幕制作ボランティア養成講座が終了しました。昨年までは現在活動されている方々を対象とした講座でしたが、当初三十名いたボランティアも実際に活動している方は十二名ほどとなり、今後、CS障害者専用放送や多くの字幕付加作品の制作に対応するため、新たに十名の方を迎えました。

当センターの字幕制作も五年が経過し、ある程度の実力が付いてきたと思います。今回の講座では、外部講師を呼ばずに、講義、実技とすべてセンター職員とボランティアで行いました。受講生たちも、講義では字幕制作の大変さを聞いてびっくりしていましたが、いざ実技になると講座の終了時間も忘れて字幕を作るのに真剣でした。

字幕制作は一つの作品を作るのに多くの時間を必要としますが、その技術をも身につけるのにもまた時間が必要で、新しいボランティアの方々今後の活躍を期待しています。



センターだより

あけましておめでとうございます。

みなさんはどのような新年を迎えられましたか。暗いニュースの多かった昨年ですが、今年は少しでも希望の持てる年にしていきたいですね。ところで、お正月の楽しみのひとつは、年賀状です。年賀状だけのおつきあいになってしまった人もいますが、お元気で活躍されていることがわかったり、子供さんの成長ぶりなどを感じたりします。4、5年前は写真入りの年賀状が多かったのですが、最近はやはりパソコンで作ったものが増えてきました。カラフルで力作ばかりです。でも、我が家は17年間旧式のプリントゴッコで1枚1枚原始的に作っています。狭い部屋の中にはが

きを敷き詰めて、乾燥させてから宛名書きをしていきます。パソコンでの住所管理もできていないので、昨年いただいた年賀状を見ながら、相手のことを思い浮かべながら、添え書きをします。時間はかかりますが、結構楽しいものです。簡単にでき、便利なものもいいけれど、時には不便さを楽しんだり、手間暇をかけてみるのも、いいのかもしれない。今年はそんなことに少しこだわってみませんか。(H・K)

